

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年六月十八日第十三号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成三十年四月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

取消番号	第六号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	平成三十年三月十六日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県日高市大字高萩字王神二千四百七十四の一部、高萩字南王神二千四百七十五一、二千四百七十六一、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、一十、一十一、一十二の各一部及び高萩字王神二千四百七十四の先、高萩字南王神二千四百七十五一、二千四百七十六一、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、一十、一十一、一十二の各先
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	三十三・〇〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	五・〇